次の表により、改正欄前に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） Ⅰ．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(b)の対象となる個人を以下のとおり指定する。 １．～75.　［略］ 76.　削除	（別表） Ⅰ．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(b)の対象となる個人を以下のとおり指定する。 １．～75.　［同左］ 76.　ムニール・アル・クバイシー Munir Al Qubaysi （別名）ムニール・アル・クバイシー Munir Al-Kubaysi ムニール・アル・クバイシー Muneer Al-Kubaisi ムニール・アワド Munir Awad ムニール・A・マンドゥフ・アワド Munir A. Mamduh. Awad （生年月日及び出生地）1966年、ヒート、イラク （住所）シリア （国籍）イラク （決議1483上の根拠）団体リストの204番を参照
77.　～87.　［略］	77.　～87.　［同左］
88.　バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Tikriti (original script : بشار سبعاوي إبراهيم حسن التكريتي) 国連参照番号：IQi. 085 生年月日：1970/7/17 出生地：バグダッド、イラク Baghdad, Iraq 別名：バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・バイヤート；アリ・ザフィール・アブドッラー；バッシャール・アル・ナースィリー Bashar Sab'awi Ibrahim Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sab'awi Ibrahim Al-Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sabawi Ibrahim Al-Hassan Al-Tikriti ; Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Bayjat ; Ali Zafir 'Abdullah' ; BASHAR AL-NASIRI 国籍：イラク Iraq 住所等：ダマスカス、アッザバーダーニー、フアード・ダーウード農場、シリア；ベイルート、レバノン Fuad Dawod Farm, Az Zabadani, Damascus, Syrian Arab Republic ; Beirut, Lebanon リスト掲載日：2005年７月27日（2025年８月５日改訂）	88.　バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Tikriti (original script : بشار سبعاوي إبراهيم حسن التكريتي) 国連参照番号：IQi. 085 生年月日：1970/7/17 出生地：バグダッド、イラク Baghdad, Iraq 別名：バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・バイヤート；アリ・ザフィール・アブドッラー；バッシャール・アル・ナースィリー Bashar Sab' awi Ibrahim Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sab' awi Ibrahim Al-Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sabawi Ibrahim Al-Hassan Al-Tikriti ; Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Bayjat ; Ali Zafir 'Abdullah' ; BASHAR AL-NASIRI 国籍：イラク Iraq 住所等：ダマスカス、アッザバーダーニー、フアード・ダーウード農場、シリア；ベイルート、レバノン Fuad Dawod Farm, Az Zabadani, Damascus, Syrian Arab Republic ; Beirut, Lebanon リスト掲載日：2005年７月27日（2025年８月５日改訂）
89.　［略］ Ⅱ．～Ⅲ.　［略］	89.　［同左］ Ⅱ．～Ⅲ.　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国土交通省告示第二百二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年一月六日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5636号	船外機（小型船舶用）	３ＳＳ	トーハツマリーン株式会社	エンジン内部の仕様変更
第5637号	〃	３ＵＧ	〃	〃
第5638号	〃	３ＵＨ	〃	〃
第5679号	〃	３ＺＧ	〃	〃